

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO/IEC Guide 28:2004, Conformity assessment—Guidance on a third-party certification system for products** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS Q 1001 には、次に示す附属書がある。

附属書 1（規定）分野別認証指針の様式

附属書 2（規定）品質管理体制の基準

附属書 3（参考）認証マーク等の表示の使用許諾に係る契約書の参考例

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	2
2. 引用規格	2
3. 定義	3
4. 認証の条件	3
5. 認証の申請	3
5.1 対象規格	3
5.2 認証の区分	4
5.3 申請書	4
6. 初回適合性評価	4
6.1 一般	4
6.2 初回工場審査	4
6.3 初回製品試験	5
7. 評価	6
8. 認証の決定	6
9. 認証契約	6
9.1 認証契約の締結	6
9.2 認証契約の内容	6
9.3 認証契約の終了	7
10. 認証書の交付	7
11. 認証の区分の追加又は変更	8
11.1 認証の区分の追加	8
11.2 認証の区分の変更	8
12. 認証維持審査	8
12.1 定期的な認証維持審査	8
12.2 臨時の認証維持審査	9
13. 認証マーク及び付記事項の表示	9
13.1 認証マークの表示	9
13.2 付記事項の表示	10
13.3 表示の方法	10
14. 認証に係る秘密の保持	10
15. 違法な表示等に係る措置	10
15.1 認証マークの誤用等の場合の措置	10
15.2 認証を行っている鉱工業品等が日本工業規格に適合しない場合の措置	11
15.3 認証マークの使用の停止に係る措置	11

15.4 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置	11
16. 認証の取消し	11
16.1 一般	11
16.2 認証の取消しの手続き	11
16.3 認証の取消しに伴う措置	12
17. 日本工業規格が改正された場合の措置	12
附属書 1 (規定) 分野別認証指針の様式	13
附属書 2 (規定) 品質管理体制の基準	16
附属書 3 (参考) 認証マーク等の表示の使用許諾に係る契約書の参考例	19

白 紙

適合性評価—日本工業規格への適合性の認証— 一般認証指針

Conformity assessment— Conformity assessment for Japanese Industrial Standards— General guidance on a third-party certification system for products

序文 この規格は、適合性評価手続きに関する国際規格及びガイドの中で、**ISO/IEC Guide 67** で定義されるシステム 5⁽¹⁾に基づく第三者製品認証制度を定めた **ISO/IEC Guide 28** を基礎としている。

注⁽¹⁾ 日本工業規格への適合性の認証（以下、**JIS** マーク表示制度という。）において、鋳工業品又は加工技術により加工された鋳工業品について製品試験及び当該鋳工業品を製造又は加工する工場若しくは事業場の品質管理体制の審査を行うことにより当該鋳工業品又はその加工技術の日本工業規格（以下、**JIS** という。）への適合性の認証を行い、更に、認証後に当該認証を維持するための認証維持検査を行う方法は、製品認証制度システム 5 として定義される。

この規格は、**JIS** マーク表示制度において登録認証機関が認証の業務を行うときに基準となる事項について規定しているもの（以下、認証指針という。）で、また、認証指針は、工業標準化法及び同法の主務省令の該当する規定と整合しているとともに、これらの規定を **ISO/IEC Guide 28** に基づいて再掲し、関連する国際規格等から解釈事例を追加することにより、**JIS** マーク表示制度の認証に係る関係者間の理解を促進することを意図している。

なお、主務省令の該当する規定とは、認証の業務の基準（登録認証機関及び申請者又は認証取得者間に係るものに限る。また、表示及び品質管理体制の審査の基準を含む。）であり、当該省令で定めるその他の基準（登録など、登録認証機関及び国間に係るものその他）を含まない。

認証指針は、認証の対象となる鋳工業品又はその加工技術のすべてに対して共通して適用するために定められる一般認証指針及び認証の対象である鋳工業品又はその加工技術の特性により、一般認証指針に対して特例とする事項を定める必要がある場合に定められる分野別認証指針で構成される。

登録認証機関は、一般認証指針及び認証に係る鋳工業品又はその加工技術に関連して定められている分野別認証指針がある場合にあっては当該分野別認証指針に基づき、それぞれ認証の業務に係る規定を定めなければならない。

認証指針は、図 1 のように構成される。

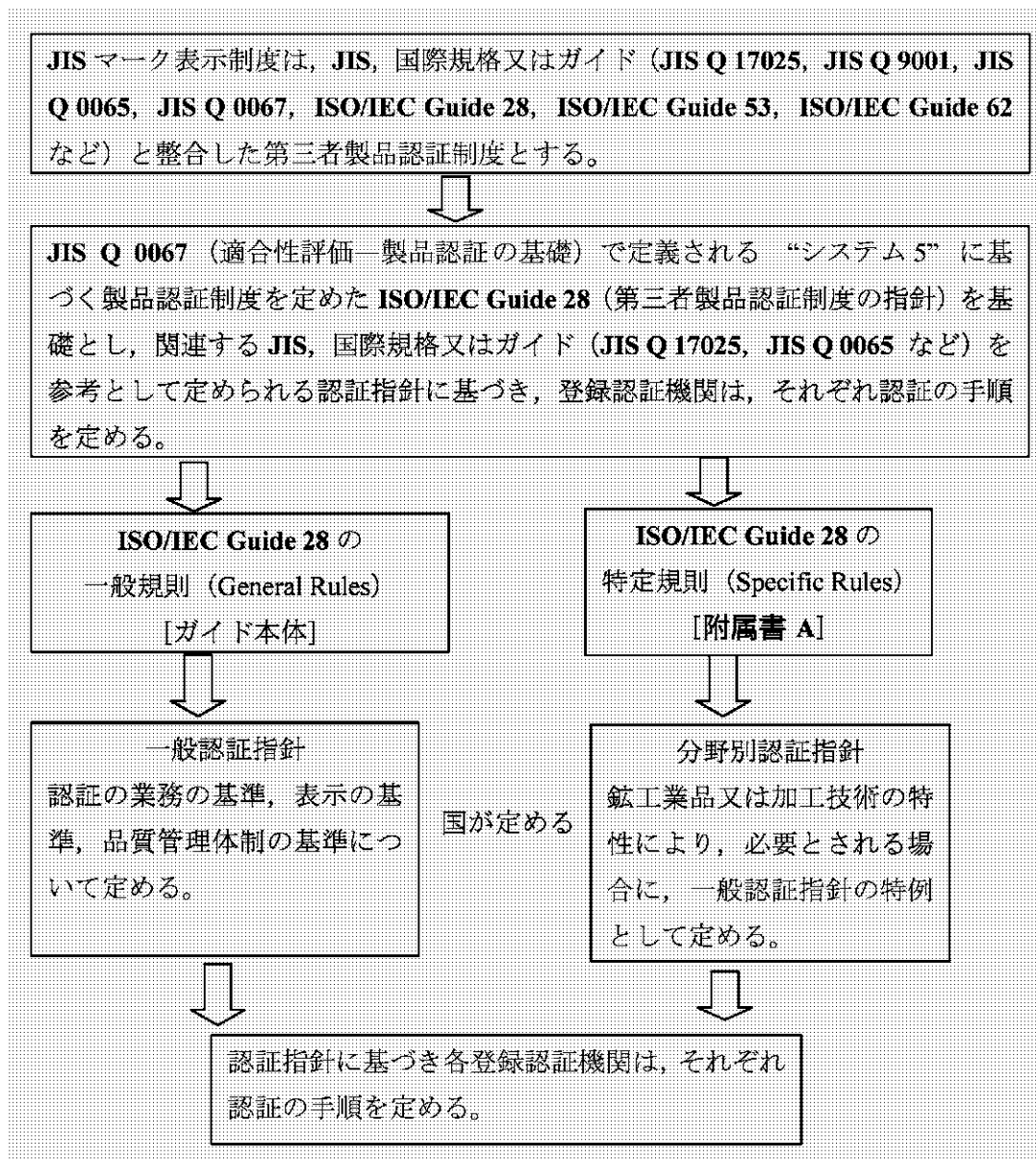


図 1 認証指針の構成

1. 適用範囲 この規格は、一般認証指針（以下、本指針という。）について規定し、JIS マーク表示制度における認証の業務の基準、表示の基準及び品質管理体制の基準を、基本的、かつ、分野横断的に規定する。また、分野別認証指針は、認証の対象となる鉱工業品又はその加工技術の特性に基づき、本指針に対する特例事項として、この規格とは別に定められる。

なお、分野別認証指針は、附属書 1 に定める事項及び様式に基づくものとする。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Q 9001 品質マネジメントシステム—要求事項

備考 ISO 9001:2000 Quality management systems—Requirements が、この規格と一致している。

JIS Q 17000 適合性評価—用語及び一般原則

備考 ISO/IEC 17000:2004 Conformity assessment—Vocabulary and general principlesがこの規格と一致している。

JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

備考 ISO/IEC 17025:1999 General requirements for the competence of testing and calibration laboratoriesが、この規格と一致している。

3. **定義** この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS Q 17000** によるほか、次による。

- a) **登録認証機関** 工業標準化法第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条第 1 項並びに第 23 条第 1 項から第 3 項までに基づく登録を受けた認証機関
- b) **鋳工業品等** 認証の対象となる鋳工業品又は加工技術により加工した鋳工業品
- c) **認証マーク** 工業標準化法に基づく **JIS** への適合性の認証に関する省令第 1 条第 1 項から第 3 項までに定める様式の表示
- d) **初回工場審査** 申請者から認証を行うことを求められたときに、認証を受けようとする鋳工業品等を製造又は加工する工場若しくは事業場に対して登録認証機関が行う品質管理体制の審査に係る初回の書面審査及び現地審査
- e) **初回製品試験** 認証を受けようとする鋳工業品等の **JIS** への適合性の審査に係る初回の製品試験
- f) **認証維持審査** 登録認証機関が行っている認証を維持するかどうかを判断するための審査
 なお、認証維持審査において行う工場審査を認証維持工場審査といい、また、認証維持審査のために行う製品試験を認証維持製品試験という。
- g) **申請者** 工業標準化法第 19 条第 1 項の鋳工業品の製造業者及び同条第 2 項の鋳工業品の輸入業者又は販売業者、同法第 20 条第 1 項の鋳工業品の加工業者、並びに同法第 23 条第 1 項から第 3 項までの外国においてその事業を行う鋳工業品の製造業者、輸出業者又は加工業者であって、それらの規定に基づく認証を受けようとするもの
- h) **認証取得者** 登録認証機関から鋳工業品等の認証を受けた者
- i) **ロット又はバッチ認証** 特定の個数又は量の鋳工業品等の認証で、現に製造又は加工された鋳工業品等に係る認証である場合及び継続的に製造又は加工される鋳工業品等に係る認証である場合の総称

4. **認証の条件** 登録認証機関は、認証に係る **JIS**、本指針、認証に係る鋳工業品等に関連する分野別認証指針が定められている場合にあつては、当該分野別認証指針及び登録認証機関が定める認証の業務に関する規定に基づき行われた審査の結果、認証の対象となる鋳工業品等が当該 **JIS** に適合し、かつ、申請者の品質管理体制が該当する基準のすべてを満たしていることが確認された場合には、認証を行うものとする。

また、認証取得者が鋳工業品等に 13.1 の表示を行うためには、登録認証機関と現に有効な認証契約を締結していなければならない。

5. 認証の申請

5.1 **対象規格** 認証の対象となる鋳工業品等の定義は、当該鋳工業品等の適合性の認証に適用する **JIS** に基づくものとする。当該 **JIS** は、鋳工業品等の品質要求事項、該当する品質要求事項を満足することを確認するための試験方法、検査方法及び表示事項を規定する製品規格とする。

5.2 認証の区分 登録認証機関は、申請者が依頼する認証の対象となる鉱工業品等の区分（以下、認証の区分という。）について、申請する場合は、申請者と調整し、決定するものとする。

認証の区分は、通常、該当する日本工業規格ごととする。

なお、認証の区分を、次のいずれか又は JIS と次のいずれかの組合せとすることができる。

- a) JIS に定める種類又は等級ごと
- b) 申請者によって定義された鉱工業品等（申請者の定める型式等）ごと
- c) 複数の JIS に係る鉱工業品の群

5.3 申請書 登録認証機関は、申請者に対し、少なくとも次の a) の事項を含む申請書とともに、b) 及び c) の資料を提出するよう求めることができる。

a) 申請書への記載事項

- 1) 申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を含む。）及び住所
- 2) 鉱工業品又はその加工技術の名称
- 3) 認証に係る JIS の番号
- 4) 認証の区分（JIS の番号と同一である場合にあっては省略することができる。）
- 5) ロット又はバッチ認証である場合は、当該個数又は量
- 6) 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地 [5) の場合にあっては省略することができる。]

b) 鉱工業品等の初回工場審査に係る品質管理実施状況説明書（認証を受けようとする鉱工業品等に係る工場又は事業場の品質管理体制が**附属書 2** の基準に適合していることを申請者の社内規格、その他製造又は加工に関する情報に基づき説明している書類をいう。）

c) 登録認証機関が定める要求事項に適合していることを説明する資料

6. 初回適合性評価

6.1 一般 登録認証機関は、申請のあった鉱工業品等の認証の区分に基づいて、初回製品試験及び初回工場審査に係る実施計画について、申請者と調整を行い、決定しなければならない。

登録認証機関は、初回製品試験及び初回工場審査において適合していないと判断する事項が一つでも存在する場合は認証を行ってはならない。ただし、登録認証機関が適切と判断した場合、申請者が登録認証機関の指定する期間内に当該事項について適合していない事項を是正した場合には認証を行うことができる。この場合においては、申請者から登録認証機関に対し、指定期間内に適合していない事項の是正が完了し、その報告があったときは、登録認証機関は、初回製品試験及び初回工場審査のうち、当該事項を確認するために必要なものを実施しなければならない。

申請者が指定期間内に当該事項が是正された旨を証明できなかったときは、登録認証機関は、認証を行ってはならない。

登録認証機関は、申請者に対し、初回適合性評価を円滑に実施するため、**附属書 2** の 5. の口に規定する品質管理責任者に対し、登録認証機関との連絡・調整に当たらせるのがよい。

申請者から現に製造又は加工された鉱工業品等に係るロット又はバッチ認証について申請があった場合には、登録認証機関は、初回工場審査のうち、現地審査を省略して認証することができる。また、当該ロット又はバッチの全数に対して初回製品試験（全数試験）を行うことが可能である場合には、登録認証機関は当該初回製品試験だけを実施し、初回工場審査を省略して認証することができる。

6.2 初回工場審査

6.2.1 初回工場審査の方法 登録認証機関は、申請者が提出した品質管理実施状況説明書について書面審

査を行うとともに、認証に係るすべての工場又は事業場に対して現地審査を行い、申請者の工場又は事業場の品質管理体制が**附属書 2**に規定している品質管理体制の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

なお、申請者は、登録認証機関が**附属書 2**に規定される品質管理体制の基準（A）又は（B）のいずれかに基づく審査を受けるかを選択することができる。

登録認証機関は、申請者に対し、工場又は事業場の品質管理体制が**附属書 2**の基準に適合していることを説明するために必要な情報を品質管理実施状況説明書に記載するとともに、初回工場審査の場合、関係する社内規格、管理記録、原材料、鋳工業品等に係る試験及び検査記録など必要とされる情報を利用することができるよう求めなければならない。

6.2.2 品質マネジメントシステム審査登録等の結果の活用 登録認証機関は、申請者が**附属書 2**に規定する品質管理体制の基準（B）に基づいて申請した場合には、**IAF**（International Accreditation Forum）の**MLA**（Multilateral Recognition Arrangement）に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関による審査登録証の写し及び審査登録報告書の写しを申請書に添付し、当該審査登録結果の活用を要請したときは、初回工場審査において、当該審査登録結果を品質管理実施状況説明書の該当部分の審査に活用することができる。

登録認証機関は、申請者が申請した鋳工業品等に係る工場又は事業場が当該鋳工業品等について改正前の工業標準化法に基づき認定されている場合は、申請者が認定書の原本を提示するとともに、その写しを申請書に添付し当該認定結果の活用を登録認証機関に要請したときは、初回工場審査において、当該認定書の工場又は事業場の範囲及び申請に係る工場又は事業場の範囲が一致するときは、品質管理実施状況説明書について登録認証機関が適切と判断する部分は書面審査とすることができる。

6.3 初回製品試験

6.3.1 サンプルの採取 初回製品試験を実施するための試験用の鋳工業品等（以下、サンプルという。）の採取は、登録認証機関が行わなければならない。当該サンプルの採取はランダムサンプリングとし、その個数は、認証を行おうとする鋳工業品等に係る**JIS**に定めるすべての製品試験を実施するために必要な個数又は量とする。

サンプルは、認証の対象となる鋳工業品等の製造又は加工工程を代表するもので、**JIS**、社内規格などに規定する原材料を使用して、**JIS**、社内規格などに規定する製造又は加工設備、及び製造又は加工方法によって、製造又は加工されたものでなければならない。

なお、登録認証機関は、適切と判断した場合には、試作品のうち、登録認証機関が採取ったものをサンプルとして初回製品試験を行うことができる。その場合、対象となる鋳工業品等の製造又は加工開始後速やかに、製造又は加工された鋳工業品等から抜き取ったサンプルによる製品試験の全部又は一部を行わなければならない。

登録認証機関は、サンプルの前処理が必要である場合又は試験に長時間を要する場合には、初回製品試験を初回工場審査の前に実施することができる。その場合、当該初回工場審査時において、既に登録認証機関によって抜き取ったサンプルを、次の**a)**及び**b)**の確認を行わなければならない。

- a)** 当該サンプルは、当該認証の対象である製造又は加工工程を代表するものであること。
- b)** 当該サンプルの抜き取った後に、品質管理体制について変更又は修正があった場合には、当該変更又は修正が当該サンプルを使用した初回製品試験を無効にするものでないこと。

なお、登録認証機関は、上記 **a)**及び **b)**の観点から必要と判断した場合には、初回製品試験の結果を申請者の実施した試験結果と比較・検証しなければならない。

6.3.2 初回製品試験の実施 初回製品試験の実施方法は、通常、登録認証機関の試験設備を用いて、当該機関の試験員が実施しなければならない。ただし、登録認証機関は、適切と判断した場合、次の登録認証機関の立会い等による方法〔a)又は b)〕若しくは登録認証機関以外の試験所等による試験データを活用する方法〔c)又は d)〕又はこれらの組合せによって初回製品試験を実施することができる。

- a) 申請者の試験所で、登録認証機関の試験員が実施
- b) 登録認証機関が立ち会い、申請者の試験所で、申請者の試験所の試験員が実施
- c) 第三者試験機関で実施した結果の妥当性を確認
- d) 申請者の試験所で、申請者の試験所の試験員が実施し、その結果の妥当性を確認

なお、登録認証機関の立会い等による方法〔a)又は b)〕の場合には、登録認証機関は、必要とされる申請者の試験設備、試験員等が JIS Q 17025 の該当する要求事項を満足していることを実証しなければならない。また、登録認証機関以外の試験所等による試験データを活用する方法〔c)又は d)〕の場合には、登録認証機関は、6.3.3 に基づかなければならない。

6.3.3 登録認証機関以外の試験所等の活用 6.3.2 の c)又は d)の場合には、登録認証機関は、要求される試験に応じ、JIS Q 17025 に規定する要求事項の中で該当する部分を満足する能力を当該第三者試験機関又は申請者の試験所が有していることを実証しなければならない。

なお、登録認証機関は、6.3.2 の c)又は d)の試験データの妥当性の確認を行う場合には、第三者試験機関又は申請者の試験所に対する試験データ検証手順を定め、それを実施し、適切であることを確認しなければならない。

7. 評価 登録認証機関は、初回工場審査の結果及び初回製品試験の結果が、該当する日本工業規格、本指針、認証に係る鉱工業品等に関連する分野別認証指針が定められている場合にあっては、当該分野別認証指針及び登録認証機関が定める認証の業務に関する規定に定められる要求事項のすべてに適合するかどうかについて評価しなければならない。

8. 認証の決定 登録認証機関は、7.に規定する評価によって、認証の申請のあった鉱工業品等について認証を行うかどうかを決定しなければならない。

登録認証機関は、認証の申請者に対して当該決定を通知しなければならない。

9. 認証契約

9.1 認証契約の締結 登録認証機関は、8.に基づき認証を行うと決定した場合、認証の申請者と認証契約を締結しなければならない。

登録認証機関は、認証契約を締結した後、遅滞なく、次の事項を公表しなければならない。

- a) 10.の a)～h)の事項
- b) 13.1 の表示及び付記事項並びにそれらの表示方法

この公表は、認証契約が終了する日まで行わなければならない。ただし、現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品等に係るロット又はバッチ認証の場合には、認証契約を締結した日から1年間とする。また、当該公表は、登録認証機関の認証を行うすべての事務所において業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法によって行わなければならない。

9.2 認証契約の内容 登録認証機関は、認証契約の様式を定める場合、少なくとも次に掲げる事項を含まなければならない。

- a) 工業標準化法第 19 条第 1 項若しくは第 2 項, 第 20 条第 1 項又は第 23 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認証に係る契約であること
- b) 認証契約の有効期間（有効期間を定めている場合に限る。）
- c) 13.1 の表示及びその付記事項並びにそれらの表示方法に関する事項
- d) 13.1 の表示を表示することができる条件として以下のもの
 - 1) 認証取得者が登録認証機関から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に証明する場合には、認証を受けた鉱工業品等と認証を受けていないものとを混同されないようにしなければならないこと
 - 2) 認証を行っている鉱工業品又はその加工技術に係る認証取得者の業務が適切に行われていることを確認するため、登録認証機関が認証取得者に対し報告を求め、又は認証取得者の工場、若しくは事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る鉱工業品、その原材料及びその品質管理体制を審査することができること
 - 3) 2)の審査の頻度、その費用負担、その他の条件
- e) 認証に係る工場又は事業場が複数の場合にあつては、当該工場又は事業場を識別する方法に関する事項
- f) 認証取得者が、認証した鉱工業品等の仕様を変更又は品質管理体制を変更した場合の措置に関する事項
- g) 認証取得者が、第三者から認証に係る鉱工業品又はその加工技術に関する苦情を受けた場合の措置に関する事項
- h) 登録認証機関及び認証取得者の秘密の保持に関する事項
- i) 登録認証機関が講じた措置について、認証取得者が行う異議申立てに関する事項
- j) 15.の請求、認証の取消し及び認証契約の終了に関する事項

なお、認証契約の参考例を附属書 3 に示す。

9.3 認証契約の終了 登録認証機関は、認証契約が終了した場合、遅滞なく、次の事項を公表しなければならない。

- a) 認証契約が終了した時期及び認証番号
- b) 終了した認証契約に係る認証取得者の氏名又は名称及び住所
- c) 10.の c)～f)及び h)の事項
- d) 13.1 の表示及び付記事項並びにそれらの表示方法

この公表は、認証契約が終了した日から 1 年間行わなければならない。また、登録認証機関は、当該公表をそのすべての事務所において業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法によって行わなければならない。

10. 認証書の交付 登録認証機関は、申請者と 9.に規定する認証契約を締結した場合には、次の事項を記載した証明書（以下、認証書という。）を交付しなければならない。

- a) 認証契約を締結した期日（年月日）及び認証番号
- b) 認証取得者の氏名又は名称及び住所
- c) 認証に係る JIS の番号及び JIS に種類又は等級が規定されている場合にあつては当該種類又は等級
- d) 鉱工業品又はその加工技術の名称
- e) 認証の区分（JIS と同じである場合にあつては省略することができる。）

- f) 認証に係るすべての工場又は事業場の名称及び所在地〔現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品等に係るロット又はバッチ認証の場合（全数について初回製品試験を行う場合を含む。）を除く。〕
- g) ロット又はバッチの個数若しくは量、及び識別番号又は記号（現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品等に係るロット又はバッチ認証の場合に限る。）
- h) 認証に係る工業標準化法の根拠条項

11. 認証の区分の追加又は変更

11.1 認証の区分の追加 認証取得者が、新たな認証の区分の追加を申請した場合には、登録認証機関は、遅滞なく、6.～8.の手順に基づき認証の決定を行い、その旨を認証取得者に通知しなければならない。

登録認証機関は、認証することを決定した場合には、9.に規定する認証契約の締結又は変更を行い、10.に規定する認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付しなければならない。

11.2 認証の区分の変更

11.2.1 認証の区分に定められた工場又は事業場を変更又は追加する場合 認証取得者が、既存の認証の区分の中で工場又は事業場の追加若しくは変更を申請した場合には、登録認証機関は、遅滞なく、6.～8.の手順に基づき認証の決定（当該工場又は事業場に関するものに限る。）を行い、その旨を認証取得者に通知しなければならない。

登録認証機関は、認証することを決定した場合には、9.に規定する認証契約の変更を行い、10.に規定する契約変更前の認証書を訂正し、又はこれに代えて新たな認証書を交付しなければならない。

11.2.2 認証の区分に定められた種類又は等級を変更又は追加する場合 認証取得者が、既存の認証の区分の中で日本工業規格に定められている種類又は等級の変更若しくは追加を申請した場合には、登録認証機関は、遅滞なく、6.～8.までの手順に基づき認証の決定（当該種類又は等級に関するものに限る。）を行い、その旨を認証取得者に通知しなければならない。

登録認証機関は、認証することを決定した場合には、9.に規定する認証契約の変更を行い、10.に規定する認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付しなければならない。ただし、登録認証機関が、適切と判断した場合には、6.2の工場又は事業場の審査及び6.3の製品試験の一部を省略することができる。

11.2.3 認証の区分に定められた鉱工業品等を変更又は追加する場合 認証取得者が、既存の認証の区分に定められた鉱工業品等の変更又は追加を申請した場合には、登録認証機関は、遅滞なく、6.から8.までの手順に基づき認証の決定（当該鉱工業品等の変更又は追加に関するものに限る。）を行い、その旨を認証取得者に通知しなければならない。

登録認証機関は、認証することを決定した場合には、9.に規定する認証契約の変更を行い、10.に規定する認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付しなければならない。ただし、登録認証機関が、適切と判断した場合には、6.2の工場又は事業場の審査及び6.3の製品試験の一部を省略することができる。

12. 認証維持審査

12.1 定期的な認証維持審査 登録認証機関は、認証契約に基づき、認証維持審査を実施しなければならない。認証維持審査は認証維持工場審査及び認証維持製品試験で構成する。

認証維持審査は、12.2 に規定する臨時の認証維持審査の有無にかかわらず認証契約を締結した日から起算して、3 年ごとに 1 回以上の頻度で定期的に行わなければならない。

登録認証機関は、認証維持審査を行い、認証を継続するかどうかを決定したときは、その結果を認証取得者に通知しなければならない。

12.1.1 認証維持工場審査 登録認証機関は、認証維持工場審査を 6.2.1 の規定に基づいて実施し、認証取得者の品質管理体制が**附属書 2** に規定する品質管理体制の基準に適合していることを確認しなければならない。ただし、登録認証機関がその必要がないと認めた場合には、認証取得者の品質管理体制の審査における項目のうち、一部を省略することができる。

登録認証機関は、認証維持工場審査において、適切と判断する場合、他の適合性評価結果（例えば、IAF の MLA に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関による JIS Q 9001 審査登録制度のサーベイランス結果等）を活用することができる。

12.1.2 認証維持製品試験 登録認証機関は、認証維持製品試験を 6.3 の規定に基づいて実施し、サンプルが日本工業規格に適合していることを確認しなければならない。ただし、登録認証機関がその必要がないと認めた場合には、初回製品試験における項目のうち、一部を省略することができる。

登録認証機関は、鉱工業品等が特注品の場合には、サンプルが高価な場合などにおいて、認証維持審査を実施するとき、初回製品試験の全要素を繰り返して認証維持製品試験を実施する必要はないと判断することができる。

12.2 臨時の認証維持審査 登録認証機関は、次の場合には、臨時の認証維持審査を実施しなければならない。

- a) 認証取得者が、認証を行っている鉱工業品等の仕様を変更し、若しくは追加し、又は品質管理体制を変更しようとしたときは、当該変更又は追加が行われるまでに、12.1.1 に規定する工場審査及び 12.1.2 に規定する製品試験を行う。ただし、当該変更により、当該鉱工業品等が JIS に適合しなくなるおそれがないときには、書面による工場審査だけとすることができる。
- b) JIS の改正により、認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、又は認証取得者の品質管理体制を変更する必要があるときは、当該改正後 1 年以内に、12.1.1 に規定する工場審査及び 12.1.2 に規定する製品試験を行う。
- c) 認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制が**附属書 2** に規定する品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを受けた場合であって、そのがい（蓋）然性が高いときは、当該事実を把握した後、速やかに 12.1.1 に規定する工場審査及び 12.1.2 に規定する製品試験を行う。
- d) a)～c)のほか、認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しない、若しくは認証取得者の品質管理体制が**附属書 2** に規定する品質管理体制の基準に適合しない、又は適合しないおそれのある事実を把握したときは、当該事実を把握した後速やかに、12.1.1 に規定する工場審査及び 12.1.2 に規定する製品試験を行う。

なお、a)の場合においては、登録認証機関は、12.1.1 及び 12.1.2 の審査を行うか、又は書面による工場審査だけとするかについて決定し、認証取得者に通知しなければならない。

13. 認証マーク及び付記事項の表示

13.1 認証マークの表示 登録認証機関は、認証マークの表示の使用が、認証契約に基づいて、認証取得者によって適切に実施されることを管理しなければならない。

登録認証機関は、認証取得者が、次の a)～c)の事項について認証マークの近傍に表示することを認証契約に定めなければならない。

a) JIS の番号

なお、形状又は鉱工業品等若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する JIS の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。

b) JIS の種類又は等級（当該 JIS に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。）

c) 認証を行っている登録認証機関の名称又は略号

13.2 付記事項の表示 登録認証機関は、次の事項のうち該当するものについて、鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に表示するよう認証契約に定めなければならない。ただし、b)にあっては、13.1の表示に付記することとしなければならない。

a) JIS で定める表示事項

b) 認証取得者の氏名、名称又は略号

c) 製造の時期又は略号

d) 製造業者の名称又は略号

e) 工場又は事業場の名称又は略号（工場又は事業場が複数の場合はその識別表示）

f) ロット又はバッチの場合にあっては、その識別番号又は記号

g) その他、登録認証機関が必要とする事項

13.3 表示の方法 登録認証機関は、認証取得者が 13.1 の表示を行う場合には、次の a)及び b)の方法によることを認証契約に定めなければならない。

a) 13.1 の表示は、認証契約に基づいて、認証に係る鉱工業品等又は包装、容器若しくは送り状に、認証を行っている鉱工業品等の購入者が容易に識別できる適切な箇所に表示しなければならない。

b) 13.1 の表示は、容易に消えない方法による印刷及び押印、刻印、荷札の取付け、その他適切な方法で表示しなければならない。

14. 認証に係る秘密の保持 登録認証機関は、その役員及び職員、認証の審査に係る請負契約を締結した者（法人にあってはその役員及び職員）並びにそれらの職にあった者が、認証取得者の秘密を保持する措置を講じなければならない。

15. 違法な表示等に係る措置

15.1 認証マークの誤用等の場合の措置 登録認証機関は、次の a)～d)のいずれかに該当する場合には、認証取得者に対して、それを是正し、及び予防措置を講じるように請求しなければならない。

a) 認証取得者の品質管理体制が附属書 2 に規定する基準に適合していないとき

b) 当該登録認証機関が認証を行っている鉱工業品等以外の鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、13.1 の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき

c) 当該登録認証機関が認証を行っている鉱工業品等以外の鉱工業品等の広告に、当該鉱工業品等が認証を受けていると誤解されるおそれがある方法で、13.1 の表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき

d) 認証取得者に係る広告に、当該登録認証機関の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき

15.2 認証を行っている鉱工業品等が日本工業規格に適合しない場合の措置 登録認証機関は、次の a)～c)に掲げる場合には、認証を取り消すか、又は速やかに、認証取得者に対して、**13.1** の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の使用の停止を請求するとともに、認証取得者が保有する **13.1** の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を表示している鉱工業品等であって、**JIS** に適合していないものを出荷しないように、請求しなければならない。

- a) 認証を行っている鉱工業品等が **JIS** に適合しないとき
- b) 認証取得者の品質管理体制が、**附属書 2** に規定する基準に適合しない場合であって、その内容が認証に係る鉱工業品等が **JIS** に適合しなくなるおそれのあるとき、その他重大なものであるとき
- c) **15.1** に規定する登録認証機関の請求に、認証取得者が適確に、又は速やかに応じなかったとき

15.3 認証マークの使用の停止に係る措置 登録認証機関は、**15.2** の請求をする場合には、認証取得者に対し、次の a)～c)に掲げる事項を記載した文書によって通知しなければならない。

- a) 請求の対象となる認証取得者の工場又は事業場及び鉱工業品等の範囲
- b) 請求する日からその請求を取り消す日までの間に、認証に係る鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、**13.1** の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してはならない旨
- c) 認証取得者が保有する **13.1** の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある鉱工業品等であって、かつ、**JIS** に適合していないものを出荷してはならない旨
- d) 請求の有効期間
- e) 請求の有効期間内に、認証に係る鉱工業品等が **JIS** に適合しなくなった原因を是正し、又は認証取得者の品質管理体制を**附属書 2** に規定する基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講ずる旨

登録認証機関は、適切と判断した場合には、上記 d)に規定する請求の有効期間を延長することができる。

登録認証機関は、上記 e)の措置が講じられたことを確認した場合には、認証取得者に対し、速やかに文書によって、**15.2** の請求を取り消すことを通知しなければならない。

登録認証機関は、上記 d)の有効期間（延長した場合を含む。）内に、上記 e)の措置が講じられなかった場合は、認証を取り消すものとする。

15.4 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置 登録認証機関は次の a)～c)のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証をすべて取り消さなければならない。

- a) 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- b) **15.2** に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者が認証に係る鉱工業品等、又はその包装、容器若しくは送り状に、**13.1** の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の表示をしたとき
- c) **15.2** に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者がその保有する **13.1** の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してある鉱工業品等であって、**JIS** に適合していないものを出荷したとき

16. 認証の取消し

16.1 一般 登録認証機関は、**15.**に規定する認証の取消しのほか、認証契約に定める取消し事項に該当する場合には、認証を取り消すことができる。

16.2 認証の取消しの手続き 登録認証機関は、認証の取消しを行う場合には、認証取得者に対し、当該認証を取り消す期日及び登録認証機関に対し異議申立てができる旨を記載した文書によって通知しなけれ

ばならない。

登録認証機関は、認証取得者から当該認証の取消しについて異議申立てを受けたときは、これを考慮して認証の取消しの可否について決定しなければならない。

登録認証機関は、認証を取り消した場合、直ちに、次の事項を公表しなければならない。

- a) 認証を取り消した期日（年月日）及び認証番号
- b) 取り消した認証に係る認証取得者の氏名又は名称及び住所
- c) 取り消した認証に係る 10.の c), d)及び f)～h)の事項
- d) 13.1 の表示及び付記事項並びにそれらの表示方法
- e) 取り消した理由

この公表は、取り消した期日から 1 年間行わなければならない。

また、当該公表は、登録認証機関の認証を行うすべての事務所において、業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法によって行わなければならない。

16.3 認証の取消しに伴う措置 登録認証機関は、認証を取り消す場合は、認証取得者に対して、当該取り消した認証に係る鉱工業品等又はその容器、包装若しくは送り状に付された 13.1 の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の表示を除去し、又は抹消するように請求しなければならない。

17. 日本工業規格が改正された場合の措置 登録認証機関は、認証に係る JIS が改正されたときは、速やかに、関係する認証の申請者又は認証取得者に対して、その旨を通知しなければならない。

登録認証機関は、JIS の改正によって、認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しなくなるおそれがあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるときは、12.2 に基づき、臨時の認証維持審査を行わなければならない。

登録認証機関は、次の a)～d)について考慮して、JIS の改正に伴う必要な措置を講じなければならない。

- a) 健康、安全又は環境に係る改正であるときにあっては、JIS の要求事項に適合する緊急度
- b) 改正された JIS の要求事項に適合する鉱工業品等に関し、製造設備又は加工設備の変更及び当該適合する鉱工業品等の生産のために必要な時間及びコスト
- c) 特定の製造若しくは加工又は設計に対し意図しない商業上の利益の享受の回避
- d) 登録認証機関の運営に関する諸問題

附属書 1（規定）分野別認証指針の様式

1. **適用範囲** この附属書は、分野別認証指針の様式について規定する。

備考1. 認証の対象となる鉱工業品又はその加工技術によって加工された鉱工業品（以下、鉱工業品等という。）の特性に基づき、一般認証指針に対し、特例とする事項を規定する必要がある場合、分野別認証指針として定めることができる。

2. 分野別認証指針では、一般認証指針に規定されている項目のうち、規定する必要がある項目についてだけ規定しなければならない。
3. 一般認証指針で規定する事項と同一事項において分野別認証指針の規定内容が異なる場合、分野別認証指針に規定される事項に基づくものとする。

2. **分野別認証指針の様式** 分野別認証指針は、一般認証指針と同じ項目番号及び項目名で構成し、次の内容を記載して作成する。

なお、一般認証指針による要求事項以外の特例を認めない場合又は特例とする事項がない場合は、“一般認証指針による。”と記載する。

1. **適用範囲** 適用する鉱工業品等を規定する。

2. **引用規格** 追加する引用規格を規定する。

3. **定義** 追加する用語及び定義を規定する。

4. **認証の条件** “一般認証指針による。”と記載する。

5. 認証の申請

- 5.1 **対象規格** 鉱工業品等を定義するとともに、当該鉱工業品等の適合性を評価する基準（日本工業規格）を規定する。

- 5.2 **認証の区分** 認証の区分を規定する。

- 5.3 **申請書** 追加する申請書の記載事項を規定する。

6. 初回適合性評価

- 6.1 **一般** ロット又はバッチ単位の定義、その認証の方法等を規定する。

6.2 初回工場審査

- 6.2.1 **初回工場審査の方法** 鉱工業品等及び原材料の管理、製造又は加工工程の管理、製造設備又は加工設備及び検査設備の管理等を規定する。

- 6.2.2 **品質マネジメントシステム審査登録等の結果の活用** “一般認証指針による。”と記載する。

6.3 初回製品試験

- 6.3.1 **サンプルの採取** サンプルの採取個数、その方法を規定する。

6.3.2 初回製品試験の実施 初回製品試験の実施方法を規定する。

6.3.3 登録認証機関以外の試験所等の活用 活用する試験データの検証の手順を規定する。

7. 評価 “一般認証指針による。”と記載する。

8. 認証の決定 “一般認証指針による。”と記載する。

9. 認証契約 “一般認証指針による。”と記載する。

9.1 認証契約の締結 “一般認証指針による。”と記載する。

9.2 認証契約の内容 “一般認証指針による。”と記載する。

9.3 認証契約の終了 “一般認証指針による。”と記載する。

10. 認証書の交付 “一般認証指針による。”と記載する。

11. 認証の区分の追加又は変更

11.1 認証の区分の追加 “一般認証指針による。”と記載する。

11.2 認証の区分の変更

11.2.1 認証の区分に定められた工場又は事業場を変更又は追加する場合 “一般認証指針による。”と記載する。

11.2.2 認証の区分に定められた種類又は等級を変更又は追加する場合 “一般認証指針による。”と記載する。

11.2.3 認証の区分に定められた鉱工業品等を変更又は追加する場合 “一般認証指針による。”と記載する。

12. 認証維持審査

12.1 定期的な認証維持審査 定期的に実施される認証維持審査の頻度に係る期間を規定する。

12.1.1 認証維持工場審査 初回工場審査の項目のうち、認証維持工場審査において必要とするもの又は省略するものについて規定する。

12.1.2 認証維持製品試験 初回製品試験の項目のうち、認証維持製品試験において必要とするもの又は省略するものについて規定する。

12.2 臨時の認証維持審査 “一般認証指針による。”と記載する。

13. 認証マーク及び付記事項の表示

13.1 認証マークの表示 認証マーク及びその近傍に表示する事項について規定する。

13.2 付記事項の表示 その他必要とされる **13.1** の表示の付記事項について規定する。

13.3 表示の方法 **13.1** の表示の表示方法について規定する。

14. 認証に係る秘密の保持 “一般認証指針による。”と記載する。

15. 違法な表示等に係る措置

15.1 認証マークの誤用等の場合の措置 “一般認証指針による。”と記載する。

15.2 認証を行っている鉱工業品等が日本工業規格に適合しない場合の措置 “一般認証指針による。”と記載する。

15.3 認証マークの使用の停止に係る措置 “一般認証指針による。”と記載する。

15.4 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置 “一般認証指針による。”と記載する。

16. 認証の取消し

16.1 一般 “一般認証指針による。”と記載する。

16.2 認証の取消しの手続き “一般認証指針による。”と記載する。

16.3 認証の取消しに伴う措置 “一般認証指針による。”と記載する。

17. 日本工業規格が改正された場合の措置 “一般認証指針による。”と記載する。

附属書 2（規定）品質管理体制の基準

この附属書は、品質管理実施状況説明書に記載する品質管理体制を審査する基準について規定する。

登録認証機関は、本体の 6.2.1, 6.2.2, 12.1.1, 12.2, 15.1, 15.2 及び 15.3 に定める品質管理体制の審査を、次に定める品質管理体制の基準（A）又は（B）[ただし、6.2.2 については(B)だけ] によって行わなければならない。

品質管理体制の基準（A）

1. 登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する製造設備又は加工設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。
2. 登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する検査設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。
3. 登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する検査方法（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める検査方法を含む。）により検査が行われていること。
4. 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格の整備

- (1) 次に掲げる事項について社内規格が登録認証機関の認証に係る日本工業規格（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める事項を含む。）に従って具体的かつ体系的に整備されていること。

(i) 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の品質、検査及び保管に関する事項

(ii) 原材料の品質、検査及び保管に関する事項

(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

(iv) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理に関する事項

(v) 外注管理（製造若しくは加工、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）に関する事項

(vi) 苦情処理に関する事項

- (2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

- 登録認証機関の認証に係る鋳工業品について日本工業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

- ハ 原材料について検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

二 工程の管理

- (1) 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、

検査記録、管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

- (2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。

- (3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ホ 製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ヘ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ト 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

チ 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の管理、原材料の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

5. 1.から 4.に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。

イ 次の (1) から (3) により、社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。

- (1) 社内標準化及び品質管理の推進が鋳工業品の製造業者、輸入業者、販売業者、加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、輸出業者若しくは加工業者（以下、製造業者等という。）の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。

- (2) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、□の品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

- (3) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。

ロ 次の (1) から (3) により、品質管理責任者が配置されていること。

- (1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鋳工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

なお、ここでいう製造部門又は加工部門とは、認証の対象である鋳工業品等を製造又は加工する部門であり、試験部門、検査部門、品質保証部門及び品質管理部門は含まれない。また、製造部門又は加工部門と独立した権限と能力の条件を満たせば、当該品質管理責任者が製造部門又は加工部門に属していてもよい。

(i) 社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進

(ii) 社内規格の制定、改廃及び管理についての統括

(iii) 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の品質水準の評価

(iv) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(vi) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進

(vii) 外注管理に関する指導及び助言

(viii) 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の日本工業規格への適合性の承認

(ix) 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の出荷の承認

- (2) 品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鋳工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められる者であること。
- (3) 標準化及び品質管理の知見については、品質管理責任者が工業標準化法等関係法規の知識を有することに加え、次の（i）から（vi）のような技術を活用可能な能力を有していることが望ましい。
- (i) 統計的考え方
 - (ii) 統計的工程管理
 - (iii) サンプルング
 - (iv) 抜取検査
 - (v) 問題解決法
 - (vi) 社内標準化

品質管理体制の基準（B）

1. 品質管理体制が、日本工業規格 **Q 9001**（主務大臣が告示で定める鋳工業品又はその加工技術の認証に係る審査である場合にあつては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格）の規定に適合していること。
2. 登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する製造設備又は加工設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。
3. 登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する検査設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。
4. 登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する検査方法（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める検査方法を含む。）により検査が行われていること。
5. 登録認証機関の認証に係る日本工業規格（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める事項を含む。）に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、登録認証機関の認証に係る鋳工業品について日本工業規格に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。
6. 品質管理責任者の配置が、品質管理体制の基準（A）の 5.の口の基準に適合していること。

附属書 3（参考）認証マーク等の表示の使用許諾に係る契約書の参考例

この附属書は、本体及び附属書に関連する事項を記述するものであり、規格の一部ではない。

認証取得者（以下、甲という。）と登録認証機関（以下、乙という。）は、乙の認証した甲の鉱工業品、又はその加工技術により加工した鉱工業品に係る認証マーク等の表示に関する乙の甲に対する使用許諾について、次のとおり契約するものとする（以下、本契約を認証契約という。）。

（用語の定義）

第 1 条

本認証契約に関する基本的な用語の定義は、次のとおりとする。

（1） 鉱工業品等

甲が製造する鉱工業品又は加工技術により加工した鉱工業品若しくは販売する鉱工業品であって、本認証契約により認証の対象となるものをいう。

（2） 工場又は事業場

鉱工業品等を製造又は加工する一つ又は複数の工場若しくは事業場で、当該認証に係る品質管理体制の審査が必要とされる工場又は事業場の総称

（3） 初回製品試験

甲から認証の申請のあった鉱工業品等が、該当する日本工業規格に適合するかどうか審査するために乙が行う試験

（4） 初回工場審査

甲から認証の申請のあった鉱工業品等を製造又は加工する工場若しくは事業場の品質管理体制が該当する基準に適合しているかどうか確認するために乙が行う審査

（5） ロット又はバッチ

特定の個数又は量の鉱工業品等

（6） 認証書

鉱工業品又はその加工技術が認証されていることを証明する乙が甲に交付する文書

（7） 認証マーク等

認証マーク等とは、次の 1)～2)の表示の総称で、本認証契約において、具体的に定めるもの

1) 認証マーク（工業標準化法に基づく日本工業規格への適合性の認証に関する省令第 1 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める様式の表示）、適合する日本工業規格の番号、適合する日本工業規格の種類又は等級及び乙の名称若しくは略号。

2) 1)の表示に付記する表示で、日本工業規格に定められる表示事項、認証取得者の氏名、名称又は略号、製造の時期又は略号、製造業者の名称又は略号、工場又は事業場の名称若しくは略号（工場又は事業場が複数の場合はその識別表示）、ロット又はバッチの場合にあっては、その識別番号又は記号、その他登録認証機関が必要とする事項のうち該当するもの。

（8） 認証維持審査

乙が行っている甲の認証を維持するかどうかを判断するための乙の措置であり、初回工場審査に対応する認証維持工場審査及び初回製品試験に対応する認証維持製品試験で構成される。

(9) 国が定める認証の基準

- 1) 工業標準化法第 19 条第 1 項, 第 2 項及び第 20 条第 1 項 (表示), 第 19 条第 3 項及び第 20 条第 2 項 (認証に係る審査の方法), 並びに第 31 条第 2 項 (認証の業務の方法の基準)
- 2) 工業標準化法に基づく日本工業規格への適合性の認証に関する省令第 1 条 (表示), 第 2 条 (品質管理体制の審査の基準), 第 9 条及び第 10 条 (認証に係る審査の実施時期及び頻度), 第 11 条~13 条 (認証に係る審査の方法), 第 14 条 (認証に係る公表の基準), 第 15 条及び第 16 条 (違法な表示等に係る措置の基準), 第 18 条 (認証契約の内容に係る基準), 第 19 条 (申請者又は認証取得者に対する通知の基準), 及び第 20 条 (認証に係る秘密の保持の基準)
- 3) **JIS Q 1001** 適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針及び **JIS Q 10〇〇** 適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針 (〇〇)

(10) 乙の定める認証の基準

乙が (9) に基づいて定めた認証の業務の方法等の基準

(権利及び義務)

第 2 条

- 1 甲は, 乙が工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 2 項, 第 20 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項, 第 2 項又は第 3 項の規定に基づき認証を行っている鋳工業品又はその加工技術が該当する日本工業規格に適合し, 当該鋳工業品等を製造又は加工する甲の工場又は事業場の品質管理体制が **JIS Q 1001 附属書 2** に定める品質管理体制の基準に適合している限りにおいて, 本認証契約及び乙の発行した認証書は有効であり, 甲は, 認証書に記載されている認証の範囲において, 本認証契約に基づき認証マーク等の表示の使用について許諾されるものとする。
- 2 甲は, 乙が初回製品試験において該当する日本工業規格への適合性を確認するために供した試験用鋳工業品等と同一条件において, 認証を行っている鋳工業品等が製造されることを確保しなければならない。
- 3 甲は, 乙から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し, 又は説明する場合には, 認証を受けた鋳工業品又はその加工技術と認証を受けていないものとが混同されないようにしなければならない。
- 4 認証に係る甲の業務が適切に行われているかどうかを確認するために, 乙が甲に対して行う報告の請求, 又は甲の工場若しくは事業場その他必要な場所に乙が立ち入り, 認証に係る鋳工業品等若しくはその原材料若しくはその品質管理体制を審査することを妨げてはならない。

(認証マーク等の表示の使用許諾の条件及び範囲)

第 3 条

- 1 甲は, 第 2 条に適合している限り, 第 4 条の規定による本認証契約の有効期間中, 乙が認証を行っている鋳工業品等の本体, 容器, 包装又は送り状等への認証マーク等の表示の使用について許諾されるものとする。
- 2 甲は, 認証マーク等の表示の使用について責任を有し, 乙が本認証契約とともに定める“認証マーク等の管理要綱”に基づかなければならない。
- 3 甲は, 乙が認証を行っている鋳工業品等に認証マーク等の表示を使用する場合, 当該鋳工業品等が該当する日本工業規格に適合することを甲が実施する試験又はその他適切な方法によって確認しな

ればならない。

- 4 甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等に認証マーク等の表示を使用したときは、その数量及び時期を記録しなければならない。

(認証契約の有効期間)

第4条

本認証契約の有効期間は、本認証契約の締結日から、第17条又は第19条の認証の取消し、若しくは第26条により本認証契約が解除されない限り、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(試験用鉱工業品等の提供)

第5条

甲は、認証を行うため、又は認証の維持のために必要であるとして乙から提供を求められたときは、試験用の鉱工業品等を実費で乙に対し提供するものとする。また、乙は、試験等によって生じた試験用の鉱工業品等の解体及び損傷について、甲に対し、一切その責任を負わないものとする。

(認証維持審査)

第6条

- 1 乙は、甲の認証書に記載された鉱工業品等及び工場又は事業場に対して、本認証契約に基づいて認証維持審査を行うものとする。

なお、定期的な認証維持審査は、本条第3項に規定される臨時の認証維持審査の実施の有無にかかわらず、認証契約の締結日から起算して〇年が経過するごとに1回行うものとする。

- 2 乙は、原則として、甲に予告なしに認証維持審査を行うこととする。ただし、乙は、認証維持審査の目的を損なうことがないと認めたときは、甲に実施日程の予告を行うことができる。
- 3 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対し臨時の認証維持審査を行うことができる。
 - (1) 甲が、認証を行っている鉱工業品等の仕様を変更し、若しくは追加し、又は品質管理体制を変更しようとしたとき（ただし、乙が、当該変更により、当該鉱工業品等が該当する日本工業規格に適合しなくなるおそれがないと判断したときを除く。）。
 - (2) 該当する日本工業規格の改正により、乙が、認証を行っている甲の鉱工業品等が当該日本工業規格に適合しなくなるおそれがあると判断したとき、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したとき。
 - (3) 認証を行っている甲の鉱工業品等が該当する日本工業規格に適合しない旨又は甲の品質管理体制が JIS Q 1001 の附属書 2 に定める品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを乙が受けたときで、乙がそのがい（蓋）然性が高いと判断したとき。
 - (4) (1) ～ (3) のほか、認証を行っている甲の鉱工業品等が日本工業規格に適合せず、若しくは甲の品質管理体制が JIS Q 1001 の附属書 2 に定める品質管理体制の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を乙が把握したとき。
- 4 甲は、乙が認証維持審査の目的を達成するため、原則として工場又は事業場の就業時間内に、乙が必要とする当該工場又は事業場その他の必要な場所に立ち入ること、及び認証を行っている鉱工業品等に関する社内規格、管理記録、通常の製造工程中で実施した認証を行っている鉱工業品等の適合性評価に係る測定、試験、検査の記録などを閲覧することを拒否してはならない。

- 5 乙は、認証維持審査の実施に際して、甲の工場又は事業場の従業員に適用される安全規則を遵守するものとする。
- 6 乙は、甲に対し、認証維持審査を行った場合、認証を継続するかどうかを決定し、その結果を甲に通知するものとする。
- 7 甲は、認証維持審査に係る費用を負担するものとする。

(認証の区分の追加又は変更の措置)

第7条

甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等及び工場又は事業場に関し、認証の区分の追加又は変更を行う場合は、次のとおりの手続きを行うものとする。

- (1) 甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等の認証の区分を追加する場合、乙に対し、事前に、認証の区分の追加を申請するものとする。甲から当該追加の申請があった場合、乙は、遅滞なく、当該追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合には、本認証契約の締結又は変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。
- (2) 甲は、乙が認証を行っている認証の区分の中で工場又は事業場を変更し、又は追加する場合、乙に対し、事前に、当該工場又は事業場の変更若しくは新たな工場又は事業場の追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、契約変更前の認証書を訂正し、又はこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。
- (3) 甲は、乙が認証を行っている認証の区分の中で日本工業規格に定められている種類又は等級を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、当該種類又は等級の変更又は追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回製品試験又は初回工場審査の一部を省略することができる。
- (4) 甲は、乙が認証を行っている認証の区分の中で鉱工業品等を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、鉱工業品等の変更又は追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回製品試験又は初回工場審査の一部を省略することができる。

(日本工業規格、国が定める認証の基準又は乙の定める認証の基準の変更の場合の措置)

第8条

- 1 乙は、甲の認証に係る日本工業規格が改正されたときは、速やかに、甲に対して、その旨を通知する

ものとする。乙は、当該日本工業規格の改正により、認証を行っている甲の鉱工業品等が日本工業規格に適合しなくなるおそれがある、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の認証維持審査を行うものとする。

- 2 乙は、国の定める認証の基準又は乙の定める認証の基準が変更されたときは、速やかに、甲に対して、その旨を通知するとともに、当該変更により、認証を行っている甲の鉱工業品等が日本工業規格に適合しなくなるおそれがある、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の認証維持審査を行うものとする。

(認証の公表等)

第9条

- 1 乙は、甲の鉱工業品又はその加工技術に係る認証を行った場合、遅滞なく、次の事項について乙の事務所で業務時間内に公衆に閲覧されるとともに、乙のホームページ、乙の発行する定期刊行物等により公表するものとする。

なお、公表の期間は、本認証契約が終了するまで（現に製造又は加工されたロット又はバッチの認証の場合は、本認証契約が締結された期日から1年間）とする。

- (1) 認証契約を締結した期日、認証番号
 - (2) 甲の氏名又は名称及び住所
 - (3) 認証に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格の種類又は等級（当該日本工業規格に種類又は等級が定められている場合）
 - (4) 鉱工業品又はその加工技術の名称
 - (5) 認証の区分（日本工業規格と同じである場合にあっては省略することができる。）
 - (6) 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地（現に製造又は加工されたロット又はバッチの認証の場合及び全数において初回製品試験を行う場合を除く。）
 - (7) 認証を行っている鉱工業品又はその加工技術に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
 - (8) 現に製造又は加工された鉱工業品等の個数又は量並びに当該鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に付されているロット又はバッチの識別番号若しくは記号及びその表示方法（現に製造又は加工されたロット又はバッチの認証に適用する。）
 - (9) 認証に係る法の根拠条項（工業標準化法第19条第1項又は第2項、第20条第1項若しくは第23条第1項、第2項又は第3項に基づく認証）
- 2 乙は、甲の鉱工業品又はその加工技術に係る認証の全部又は一部を取り消した場合、直ちに、次の事項について乙のホームページ、乙の発行する定期刊行物等により公表するものとする。

なお、公表の期間は、当該認証を取り消した期日から1年間とする。

- (1) 取り消した期日、認証番号
- (2) 取り消した認証に係る甲の氏名又は名称及び住所
- (3) 取り消した認証に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格の種類又は等級（当該日本工業規格に種類又は等級が定められている場合）
- (4) 取り消した認証に係る鉱工業品又はその加工技術の名称
- (5) 取り消した認証の区分（日本工業規格と同じ場合は省略することができる。）
- (6) 取り消した認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地（現に製造又は加工されたロット又はバ

ッチの認証の場合及び全数において初回製品試験を行う場合を除く。)

- (7) 取り消した認証に係る鉱工業品又はその加工技術に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
 - (8) 取り消した認証に係る現に製造又は加工された鉱工業品等の個数又は量並びに当該鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に付されているロット又はバッチの識別番号又は記号及びその表示方法（現に製造又は加工されたロット又はバッチの認証に適用する。）
 - (9) 取り消した認証に係る法の根拠条項（工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 2 項、第 20 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に基づく認証）
 - (10) 取り消した理由
- 3 乙は、甲の鉱工業品又はその加工技術に係る認証に係る認証契約が終了した場合、遅滞なく、次の事項について乙のホームページ、乙の発行する定期刊行物等により公表するものとする。

なお、公表の期間は、本認証契約が終了した期日から 1 年間とする。

- (1) 認証契約が終了した期日、認証番号
- (2) 終了した認証契約に係る甲の氏名又は名称及び住所
- (3) 終了した認証契約に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格の種類又は等級（当該日本工業規格に種類又は等級が定められている場合）
- (4) 終了した認証契約に係る鉱工業品又はその加工技術の名称
- (5) 終了した認証契約に係る認証の区分（日本工業規格と同じ場合は省略することができる。）
- (6) 終了した認証契約に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- (7) 終了した認証契約に係る鉱工業品又はその加工技術に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- (8) 終了した認証に係る法の根拠条項（工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 2 項、第 20 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に基づく認証）

（試験等に際しての損害）

第 10 条

乙は、認証維持審査及び第 7 条に基づく審査に際し、甲に生じた損害については、乙に故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとする。

（第三者への認証の業務の委託）

第 11 条

乙は、甲の同意を得て、甲の認証に係る業務の一部を第三者に委託することができる。

（承継）

第 12 条

甲は、乙が行っている認証に係る事業の全部を甲が指定する第三者に譲渡し、又は甲について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させる場合に限る。）があるときは、甲は事前に書面による乙の同意を得て、当該認証の全部を承継させることができる。

なお、甲が当該認証に係る事業の承継を行った場合、甲は、速やかに、乙にその旨を届け出るものとする。

(苦情等の処理)

第 13 条

- 1 甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等につき、第三者から苦情の申立てを受けたとき、又は甲と第三者との間において紛争が生じたときは、甲はその責任と負担において解決を図るものとする。
- 2 前項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をしたときは、甲は乙の求償に応ずるものとする。
- 3 乙は、1 項の第三者からの苦情又は紛争に係る問題点等に関連して、認証を行っている鉱工業品等の該当する日本工業規格への適合性及び認証に係る甲の工場又は事業場の品質管理体制の **JIS Q 1001 の附属書 2** に定める品質管理体制の基準への適合性の確認、当該問題点等に関する原因の究明、是正及び予防措置が適正に行われるよう、甲に協力する。

(秘密の保持)

第 14 条

乙は、甲の認証に関連し知り得た認証を行っている鉱工業品等及びその製造又は加工に関する一切の情報について認証業務にだけ使用するものとし、他の目的に使用し又は甲の承諾若しくは関連する法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に当該情報を漏えいしてはならない。ただし、本認証契約の締結時に公知であった情報、本認証契約の締結後に乙の故意又は過失によらず公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

(認証マーク等の誤用の場合の措置)

第 15 条

乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲に対し、当該事項の是正及び予防措置を講じるように請求するものとする。

- 1) 乙が認証を行っている鉱工業品等以外の鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、認証マーク等の表示又はこれと紛らわしい表示を甲が付しているとき
- 2) 乙が認証を行っている鉱工業品等以外の鉱工業品等の広告に、当該鉱工業品等が認証を受けていると誤解されるおそれがある方法で、認証マーク等の表示又はこれと紛らわしい表示を甲が使用しているとき
- 3) 甲に係る広告に、乙の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき

なお、乙は、当該請求について期限を定め、必要と認められるときは当該期限を延長することができる。

乙は、期限（延長した場合を含む。）までに措置を完了した旨の報告が甲からなされなかった場合、本認証契約第 17 条の 3) に基づき必要な措置を講じなければならない。

(是正及び予防措置)

第 16 条

乙は、甲の工場又は事業場の品質管理体制について、**JIS Q 1001 の附属書 2** に定める品質管理体制の基準に不適合があった場合、甲に対し、当該不適合の是正及び予防措置を講じるように請求するものとする。

なお、乙は、当該請求について期限を定め通知するものとする。また、乙は適当と判断した場合は当該期限を延長することができる。

乙は、期限（延長した場合を含む。）までに措置を完了した旨の報告が甲からなされなかった場合、本認証契約第 17 条 3）に基づき必要な措置を講じなければならない。

（認証を行っている鉱工業品等が日本工業規格に適合しない場合の措置）

第 17 条

乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の認証を取り消すか、又は速やかに、甲に対して、認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の使用の停止を請求するとともに、甲が保有する認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を表示している鉱工業品等であって、該当する日本工業規格に適合していないものを出荷しないように、請求するものとする。

- 1) 乙が認証を行っている甲の鉱工業品等が日本工業規格に適合しないとき
- 2) 甲の品質管理体制が、JIS Q 1001 の附属書 2 に定める品質管理体制の基準に適合しない場合であって、その内容が、乙が認証を行っている鉱工業品等が日本工業規格に適合しなくなるおそれのあるとき、その他重大なものであるとき
- 3) 第 16 条又は第 17 条に基づく乙の請求に対し、甲が適確に、又は速やかに応じなかったとき

（認証マーク等の使用の停止に係る措置）

第 18 条

乙は、第 17 条に基づく請求をする場合には、甲に対し、次の 1)～5)に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

- 1) 請求の対象となる甲の工場又は事業場及び鉱工業品等の範囲
- 2) 請求する日からその請求を取り消す日までの間に、甲に対し、乙が認証を行っている鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してはならない旨
- 3) 甲が保有する認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある鉱工業品等であって、かつ、該当する日本工業規格に適合していないものを出荷してはならない旨
- 4) 請求の有効期間
- 5) 請求の有効期間内に、乙が認証を行っている鉱工業品等が該当する日本工業規格に適合しなくなった原因を是正し、又は甲の品質管理体制を JIS Q 1001 の附属書 2 に定める品質管理体制の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講ずる旨

乙は、適切と判断した場合には、上記 4) に規定する請求の有効期間を延長することができる。

乙は、上記 5) の措置が講じられたことを確認した場合には、甲に対し、速やかに文書により、第 17 条に基づく請求を取り消すことを通知するものとする。

乙は、上記 4) の有効期間（延長した場合を含む。）内に、上記 5) の措置が講じられなかった場合は、甲の認証を取り消すものとする。

（認証の取消し）

第 19 条

乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の認証をすべて取り消すものとする。

- 1) 甲が、乙による認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

- 2) 乙が第 17 条に基づく請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、乙が認証を行っている鉱工業品等、又はその包装、容器若しくは送り状に、甲が認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）をしたとき
- 3) 乙が第 17 条に基づく請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、甲が保有する認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してある鉱工業品等であって、該当する日本工業規格に適合していないものを甲が出荷したとき

乙は、上記の認証の取消し及び第 17 条に基づく認証の取消しのほか、次のいずれかに該当する場合、認証を取り消すことができる。

- 1) 甲が、乙に対する債務決済（認証のために必要とされる費用等）を支払い期日までに履行できないとき
- 2) 甲が本認証契約に違反したとき

（認証の取消しに係る措置）

第 20 条

乙は、甲の認証を取り消す場合には、甲に対し、当該認証を取り消す期日及び乙に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知するものとする。

乙は、甲から当該認証の取消しについて異議申立てを受けたときは、これを考慮して認証の取消しの可否について決定するものとする。

第 21 条

乙は、甲の認証を取り消す場合には、甲に対して、当該取り消した認証に係る鉱工業品等又はその容器、包装若しくは送り状に付された認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を除去し、又は抹消するように請求するものとする。

（乙に対する甲のその他の通知義務）

第 22 条

甲は、本認証契約の該当する条項で定めている場合の他、次に該当する場合、それぞれ定める時期に、乙に報告しなければならない。

- (1) 甲の氏名又は名称が変更された場合 速やかに
- (2) 甲の認証に係る工場又は事業場の名称が変更された場合 速やかに
- (3) 甲の認証に係る工場又は事業場の全部又は一部について事業を休止又は廃止した場合 速やかに

（甲に対する乙のその他の通知義務）

第 23 条

乙は、本認証契約の該当する条項で定めている場合の他、次に該当する場合、それぞれに定める時期に、甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が事業の全部を第三者に承継させる場合 承継させる日まで
- (2) 乙の事務所の所在地を変更しようとするとき 変更する日まで
- (3) 乙が認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき 休止又は廃止しようとする日の 6 か月前まで

- (4) 乙が工業標準化法第38条第1項の登録の取消し又は認証の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき 直ちに
- (5) 乙が工業標準化法第38条第2項の聴聞の通知を受けたとき 直ちに
- (6) 乙の行っている認証に係る日本工業規格が改正されたとき 直ちに
- (7) 乙の行っている認証に係る日本工業規格への適合性の認証に関する省令第2条に規定される品質管理体制の審査の基準, 及び JIS Q 1001 の附属書 2 に定める品質管理体制の基準が改正されたとき 直ちに

(甲の乙に対する異議申立て)

第24条

乙が甲に対し講じた措置について, 甲は意義申立てを行うことができる。

乙は, 甲から異議申立てがあった場合, 適切に措置しなければならない。

(認証に係る費用)

第25条

- 1 甲が乙に支払う認証及び認証の維持のための手数料及び費用については, 乙が別に定める手数料及び費用算定表による。
- 2 手数料及び費用の収納については, 乙が別に定める規定による。

(認証契約の解除)

第26条

- 1 甲は, 乙に書面で通知することにより, 本認証契約を解除することができる。この場合, 本認証契約は, 甲から書面による通知が乙に達した日の30日後に終了する。
- 2 乙は, 甲に次のいずれかに該当する事由が生じたときは, 本認証契約を解除することができる。
 - (1) 本認証契約第17条又は第19条に基づき乙が甲の認証を取り消したとき
 - (2) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき
 - (3) 甲が支払の停止又は破産宣言, 特別清算, 和議, 会社整理若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

(不可抗力による認証契約の終了)

第27条

天災地変その他不可抗力により乙の認証業務の遂行が不可能となったときは, この契約は当然に終了する。

(本認証契約に定めていない事項)

第28条

本認証契約に定めのない事項及び本認証契約の解釈適用に疑義を生じた事項については, 甲及び乙は日本の法令及び慣習にのっとり誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。

(その他)

第 29 条

乙の業務規程に規定されているすべての条項は本認証契約の実施に適用される。

本認証契約の締結の証として本認証契約書 2 通を作成し、甲、乙各自なつ（捺）印のうえその 1 通を保有する。

認証契約締結日：〇〇年〇月〇日

甲：所在地

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇 印

乙：所在地

登録認証機関名 〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇〇 印

認証マーク等の表示に係る管理要綱（例）**1. 目的**

本管理要綱は、次に示す乙が認証を行っている甲の鉱工業品又はその加工技術に対し、甲が認証マーク等を表示する条件について定めるものである。

認証が有効となった期日（認証契約を締結した期日）：

認証番号：

認証取得者の氏名又は名称及び住所：

認証に係る日本工業規格の番号：

種類又は等級：

認証に係る鉱工業品又はその加工技術の名称：

認証の区分：

認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地：

認証に係る工業標準化法の根拠条項：

2. 認証マーク等の表示

- 1) 認証マークは、単色とし、直径○○ mm 以上の大きさで表示すること。
- 2) 認証マークの下位に近接して、日本工業規格の番号、種類又は等級、及び乙の名称又は略号を表示すること。

3. 付記事項の表示

認証マーク等の表示とともに、日本工業規格に定められている表示事項及びその他乙が定める次の表示事項について表示すること。

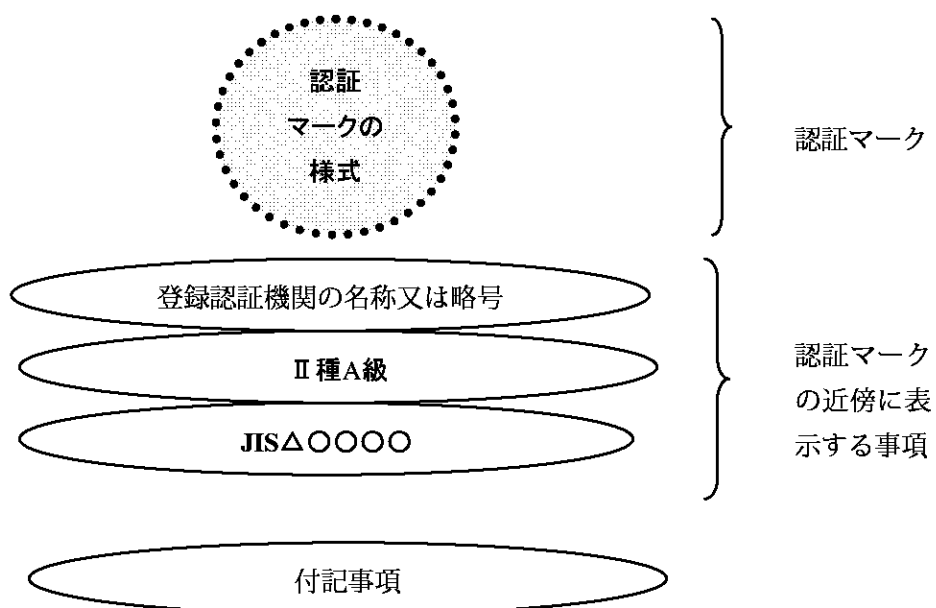
①認証番号

②製造の時期又は製造番号

③製造業者名又は工場若しくは事業場の名称

4. 表示の方法

表示単位は、鉱工業品等ごと及び1包装ごととし、表示の方法は、印刷、押印、刻印、又は荷札の取付けとする。



関連規格 ISO 9001 Quality management systems—Requirements

ISO/IEC Guide 23 Methods of indicating conformity with standards for third-party certification systems

ISO/IEC Guide 67 Conformity assessment—Fundamentals of product certification

ISO/IEC Guide 53 Conformity assessment—Guidance on the use of an organization's quality management system in product certification

ISO/IEC Guide 62 General requirements for bodies operating assessment and certification/registration of quality systems

ISO/IEC Guide 65 General requirements for bodies operating product certification systems

ISO/IEC 17020 General criteria for the operation of various types of bodies performing inspection

ISO/IEC 17025 General requirements for the competence of testing and calibration laboratories

ISO/IEC 17030 Conformity assessment—General requirements for third-party marks of conformity